

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書
「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定 第 4272200645 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスおよび指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要支援1」「要支援2」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	10
7. 重要事項説明書付属文書	13

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 なる共生会 |
| (2) 法人所在地 | 長崎県五島市奈留町船廻879番地1 |
| (3) 電話番号 | 0959-64-4848 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 生田 照美 |
| (5) 設立年月 | 平成23年2月7日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成23年4月1日指定
長崎県 4272200645 号
※当事業所は特別養護老人ホームなるの里に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 要支援および要介護高齢者への介護サービスの提供 |
| (3) 事業所の名称 | なるの里短期入所生活介護事業所 |

なるの里介護予防短期入所生活介護事業所

- (4) 事業所の所在地 長崎県五島市奈留町船廻879番地1
- (5) 電話番号 0959-64-4848
- (6) 事業所長(管理者)氏名 生田 照美
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の立場に立った適切な介護サービスの提供
- (8) 開設年月 平成23年4月1日
- (9) 利用定員 10人
- (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、多床室(4人部屋)又は従来型個室です。入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室	7室	従来型個室
4人部屋	2室	多床室
静養室	1室	
合計	5室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所および指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族に居室変更の説明を致します。

☆ 居室に関する事項：トイレ・洗面所は居室内に設置しております。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 五島市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日 8時45分～17時45分
サービス提供時間	月～日 8時45分～17時45分

- (3) 通常の送迎の実施地域と料金

五島市全域

島内については片道184円を、島外の場合は実費をご負担頂きます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスおよび指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名（兼務）	1名
2. 介護職員	23名（兼務）	5名
3. 生活相談員	(1)名（兼務）	1名
4. 看護職員	4名（兼務）	1名
5. 介護支援専門員	(1)名（兼務）	1名
6. 医師（非常勤）	2名	1名
7. 栄養士	1名（兼務）	1名
8. 機能訓練指導員	1名（兼務）	1名
9. 事務員	2.4名（兼務）	1名
10. 調理員	6.7名（兼務）	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 15:00～16:30 毎週木曜日 15:00～16:30
2. 介護職員	早出①：07:00～16:00 2名 日勤①：08:00～17:00 1名 日勤②：08:45～17:45 3名 遅出①：10:00～19:00 1名 遅出②：14:00～23:00 2名 夜勤①：22:45～翌8:15 2名 夜勤②：23:45～翌9:45 1名
3. 看護職員	早出：7:00～16:00 1名 日勤：8:45～17:45 2名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準該当サービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き、通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事の場所は食堂または居室で提供できます。また、他に希望する場所があれば可能な限り希望する場所で提供いたします。

(食事時間)

朝食：7：45～8：30 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～18：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・希望により、毎日入浴することができます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練及びレクリエーション

- ・担当者によりレクリエーション活動を実施します。

⑤健康管理

医師や看護職員、介護職員が健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第7条参照）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室、食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。施設利用料金表の別表（1）、別表（2）、別表（3）参照）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、要介護認定後、自己負担額をお支払いいただきます。（また、居宅サービス計画が作成されていない場合も同様です。）

☆支給限度額を超えて、利用される場合はサービス利用料金の全額をお支払い頂きます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

料金表

(ホームページ内の最新の料金表をご覧ください)

料金表

(ホームページ内の最新の料金表をご覧ください)

料金表

(ホームページ内の最新の料金表をご覧ください)

(2)(1) 以外のサービス（契約書第5条、第7条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪・美容サービス]

月に1回、理容師（美容師）の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪等）をご利用いただけます。（実費）

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（実費）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	無料

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 介護支援専門員・生活相談員

[氏名] 降田 好浩

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：45～17：45

また、苦情受付ボックスを受付窓口に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

五島市長寿介護課 介護保険係	所在地	五島市福江町1番1号
	電話番号	0959-72-6111
	FAX	0959-75-0373
国民健康保険団体連合会	所在地	長崎市今博多町8-2
	電話番号	095-826-1599
	FAX	095-826-1779
長崎県社会福祉協議会	所在地	長崎市茂里町3-24
	電話番号	095-844-8600
	FAX	095-844-5948

苦情処理体制・手順

利用者からの苦情、相談の申し立てがあった場合、円滑かつ迅速に苦情処理を行うため次の体制並びに手順で処理する。

（1）苦情処理体制

- ①苦情解決責任者 施設長 生田 照美
- ②苦情受付担当者 生活相談員 降田 好浩
- ③調停委員 第三者 神崎 眞理子 (TEL 0959-64-3213)

（2）苦情処理手順

- ①始めに、苦情受付の担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受け、その内容を充分聴き、内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ②受付担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。
- ③当該事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業者が選任した第三者（調停委員等）の立ち会いのもと、当該利用者との話し合いを行い解決する。

④③での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に県苦情・相談委員会（仮称）への申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとする。

事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

- ①事故発生時（又は、発見時）の状況を奈留医療センターへ連絡し医師の指示に従う。
- ②家族に至急連絡し、事故状況を説明する
- ③事故発生時に職員がどのようにかかわっていたか、又は、かかわっていなかった場合は何故か。
- ④施設側に第一義的な責任があると判断される場合は、そのことを素直に表明し、おわびすること。
- ⑤市町村および関係諸機関等への連絡を行う。
- ⑥事故に対応した職員は、必ず事故報告書を提出すること。管理者はその後の経過を記録し、保管すること。

非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡をし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上、ご入所者及び従業者等の訓練を行います。

緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じます。

守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持します。

入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため、業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

虐待の防止

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止する為に「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「担当者の設置」を行い、虐待の防止に努めます。

7. 重要事項説明書付属文書

(1) 事業所の概要

- 1 建物の構造 鉄筋コンクリート 1階建
- 2 建物の延べ床面積 3,514.98㎡
- 3 事業所の周辺環境 周囲は風光明媚な緑豊かな山に囲まれ、近隣には総合公園や海岸があり、環境に恵まれた場所にあります。

(2) 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

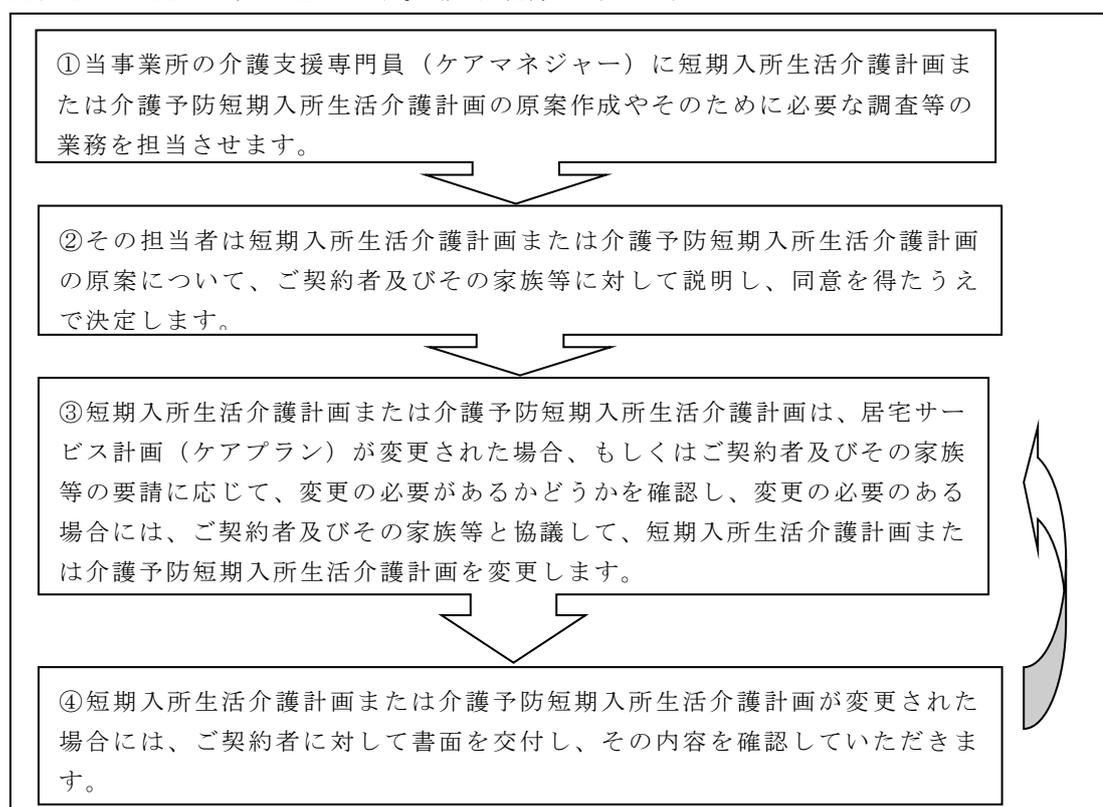
看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員 ご契約者のADLの維持の為にレクリエーション活動を行います。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

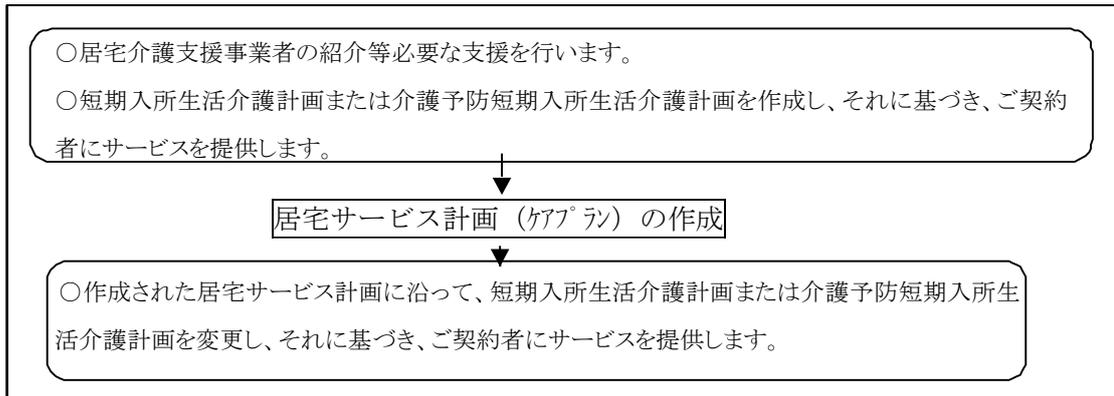
(3) 契約締結からサービス提供までの流れ

- 1 ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

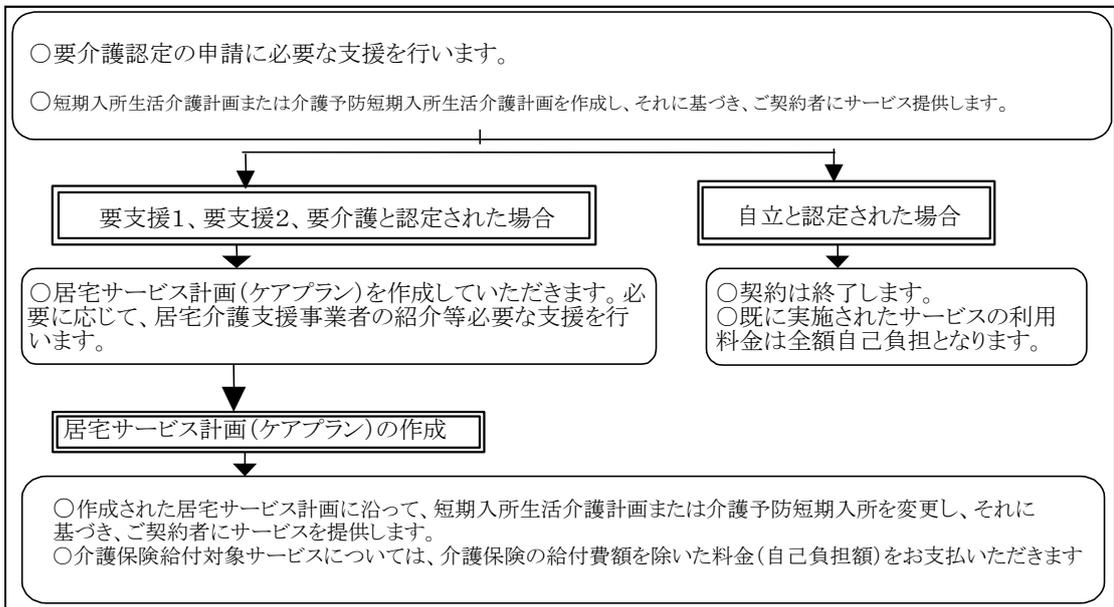


2 ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



（4）サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦事業者は施設や食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じることとする。

（５）サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

１ 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ペット、ライター、マッチ、ナイフ等の刃物類等

２ 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

３ 喫煙

施設内は全館禁煙です。ただし、喫煙される場合は決められた場所を設置しています。

４ サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	長崎県五島中央病院附属診療所 奈留医療センター
所在地	五島市奈留町浦 1 6 4 4 番地
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・精神科・泌尿器科

（６）損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置か

れた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(7) サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

1 ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

2 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 |
|---|

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

3 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスまたは指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 なるの里短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護 なるの里介護予防短期入所生活介護事業所

説明者職名 生活相談員 氏名 降田 好浩 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスまたは指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

利用者家族等 住所

氏名

続柄

五島市奈留町船廻 8 7 9 番地 1
社会福祉法人 なる共生会
なるの里短期入所生活介護事業所
なるの里介護予防短期入所生活介護事業所
管理者 生田 照美